

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月13日
【会社名】	SBIホールディングス株式会社
【英訳名】	SBI Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 会長 兼 社長 北尾 吉孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務担当 西川 保雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務担当 西川 保雄
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2023年1月17日
【発行登録書の効力発生日】	2023年1月25日
【発行登録書の有効期限】	2025年1月24日
【発行登録番号】	5 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	55,326百万円 (55,326百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは売出価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。なお、SBIホールディングス株式 会社2026年9月28日満期円建社債(売出価額の総額 40,000百万円)に関しまして、2024年9月10日に発行登 録追補書類(発行登録追補書類番号5 - 関東1 - 5)を 関東財務局長へ提出しましたが、日本における受渡期日 は2024年9月27日であり、本訂正発行登録書提出日 (2024年9月13日)現在受渡しが完了していないため、 上記発行予定額の算出には加算されておりません。
【効力停止期間】	該当事項はありません。
【提出理由】	2024年9月10日に関東財務局長に提出した発行登録追補書類(発 行登録追補書類番号5 - 関東1 - 5)の記載事項中、「第一部 証券情報」「第4 その他の記載事項」の記載についての誤記の 訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出します。 (訂正内容については、以下をご参照下さい。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第4【その他の記載事項】

(訂正前)

<前略>

・発行登録追補目論見書の表紙裏に次の記載がなされます。

S B Iホールディングス株式会社2024年9月28日満期円建社債(「第46回S B I債」と略称することがあります。)(以下「本社債」といいます。)の元本と利息の支払いはS B Iホールディングス株式会社(以下「発行会社」といいます。)の義務となっております。従って、発行会社の経営・財務状況の悪化等により、発行会社が本社債の元本若しくは利息を支払わず又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

・発行登録追補目論見書の表紙裏に次の記載がなされます。

S B Iホールディングス株式会社2026年9月28日満期円建社債(「第46回S B I債」と略称することがあります。)(以下「本社債」といいます。)の元本と利息の支払いはS B Iホールディングス株式会社(以下「発行会社」といいます。)の義務となっております。従って、発行会社の経営・財務状況の悪化等により、発行会社が本社債の元本若しくは利息を支払わず又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

<後略>

以上